

令和3年 春の全国交通安全運動和歌山県推進要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

- (1) 運動期間 令和3年4月6日(火)から令和3年4月15日(木)までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 令和3年4月10日(土)

3 主催

和歌山県、交通事故をなくする県民運動推進協議会

4 運動重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- (4) 飲酒運転の根絶

5 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
 - ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底
 - (イ) 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、手を上げる、運転者に顔を向けるなど横断する意思を伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの強化
 - (ロ) 歩行中児童の交通事故の特徴(全国的に飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)、高齢歩行者の死亡事故の特徴(全国的に車両等の直前直後横断等の法令違反が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の実施
 - (ハ) 道路を通行するに際し、歩きながらスマートフォン等の画像を注視したり、操作するなどの危険性の周知徹底
- (2) 自転車の安全利用の推進
 - ア 自転車の交通ルールの周知徹底
「自転車安全利用五則」及び傘差し、スマートフォン・イヤホン等使用禁止の周知徹底
 - イ 自転車保険等の加入の促進
自転車事故被害者の救済に資するため、「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」に基づく損害賠償責任保険等への加入の促進
- (3) 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
 - ア 運転者の交通ルール遵守の徹底等
 - (イ) 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った交通マナー

の呼び掛け及び交通ルール遵守の徹底

(イ) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止できる速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務の遵守による歩行者等の保護の徹底

(ウ) 運転者に対し、歩行者等の保護意識の向上を始め、安全運転に必要な知識や技能を向上するための交通安全教育や広報啓発の推進

イ 高齢運転者の交通事故防止

(ア) 各種シミュレータを活用するなど、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響が客観視できる参加・体験型の交通安全教育の実施の促進

(イ) 衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した先進安全自動車（セーフティ・サポートカー含む）の普及啓発

(4) 飲酒運転の根絶

ア 家庭、職場、飲食店等の地域ぐるみで飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進

イ 「和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例」に基づく飲食店等への啓発及びハンドルキーパー運動の促進

ウ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

6 運動の実施要領

(1) 推進機関・団体（別表参照）は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。

(2) 推進機関等は、組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意・工夫した参加・体験型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。

また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システムの活用、対面によらない交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れるものとする。

(3) 推進機関等は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌（紙）、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等を活用して対象に応じた広報啓発活動を展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を行い、交通安全意識の向上を図るものとする。

特に、交通安全教育の動画をウェブサイトやSNSにより積極的に配信するものとする。

(4) 推進機関等は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

(5) 県及び市町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をするものとする。その際、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。

ア 地域、家庭等における活動

(ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験型の交通安全教室等の開催

- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (ウ) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践
- (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (オ) 地域が一体となった子供の見守り活動の充実
- イ 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動
 - (ア) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルールの教育
 - (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消
- ウ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動
 - (ア) 参加・体験型の交通安全教室等の開催による、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
 - (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による、高齢者にとっての危険箇所の把握と解消
- エ 職域における活動
 - (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
 - (イ) 飲酒運転・無免許運転による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
 - (ウ) 横断歩道における歩行者優先の徹底と歩行者に対する思いやりのある模範的な運転の推進
 - (エ) 交通ルールを遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
 - (オ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - (カ) 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底
 - (キ) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加

7 効果評価の実施

推進機関等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

8 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

推進機関等は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めるものとする。

別表

推進機関・団体		
和歌山県	市町村	和歌山県議会
和歌山県教育委員会	和歌山県公安委員会	和歌山県警察本部
近畿運輸局和歌山運輸支局	和歌山労働局	近畿地方整備局
和歌山県市長会	和歌山県市議会議長会	和歌山県町村会
和歌山県町村議会議長会	和歌山県市町村教育委員会 連絡協議会	和歌山県高等学校長会
和歌山県中学校長会	和歌山県連合小学校長会	和歌山県公民館連絡協議会
和歌山県経営者協会	和歌山県青年団協議会	和歌山県P T A連合会
和歌山県高等学校 P T A連合会	和歌山県公立幼稚園・ こども園長会	和歌山県私立幼稚園協会
和歌山県交通安全協会	和歌山県トラック協会	和歌山県タクシー協会
和歌山県バス協会	和歌山県自動車整備振興会	和歌山県自動車販売 交通安全対策推進協議会
和歌山県自転車軽自動車 商業協同組合	西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	南海電気鉄道株式会社 和歌山支社
有田鉄道株式会社	紀州鉄道株式会社	和歌山県建設業協会
和歌山県農協交通安全運動 推進協議会	和歌山砂利砕石 生産業協同組合	和歌山県保育所連合会
和歌山県高速道路 交通安全協議会	和歌山県指定自動車 教習所協会	和歌山県交通安全母の会 連絡協議会
和歌山県交通指導員会 連絡協議会	和歌山青年会議所	和歌山バス株式会社
西日本高速道路株式会社 関西支社和歌山高速道路事務所	自動車事故対策機構 和歌山支所	自動車安全運転センター 和歌山県事務所
軽自動車検査協会 和歌山事務所	和歌山県軽自動車協会	和歌山県老人クラブ連合会
和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	和歌山県石油協同組合	和歌山県地域交通安全活動 推進委員連絡協議会
和歌山県交通遺児を 励ます会	和歌山電鐵株式会社	日本自動車連盟和歌山支部